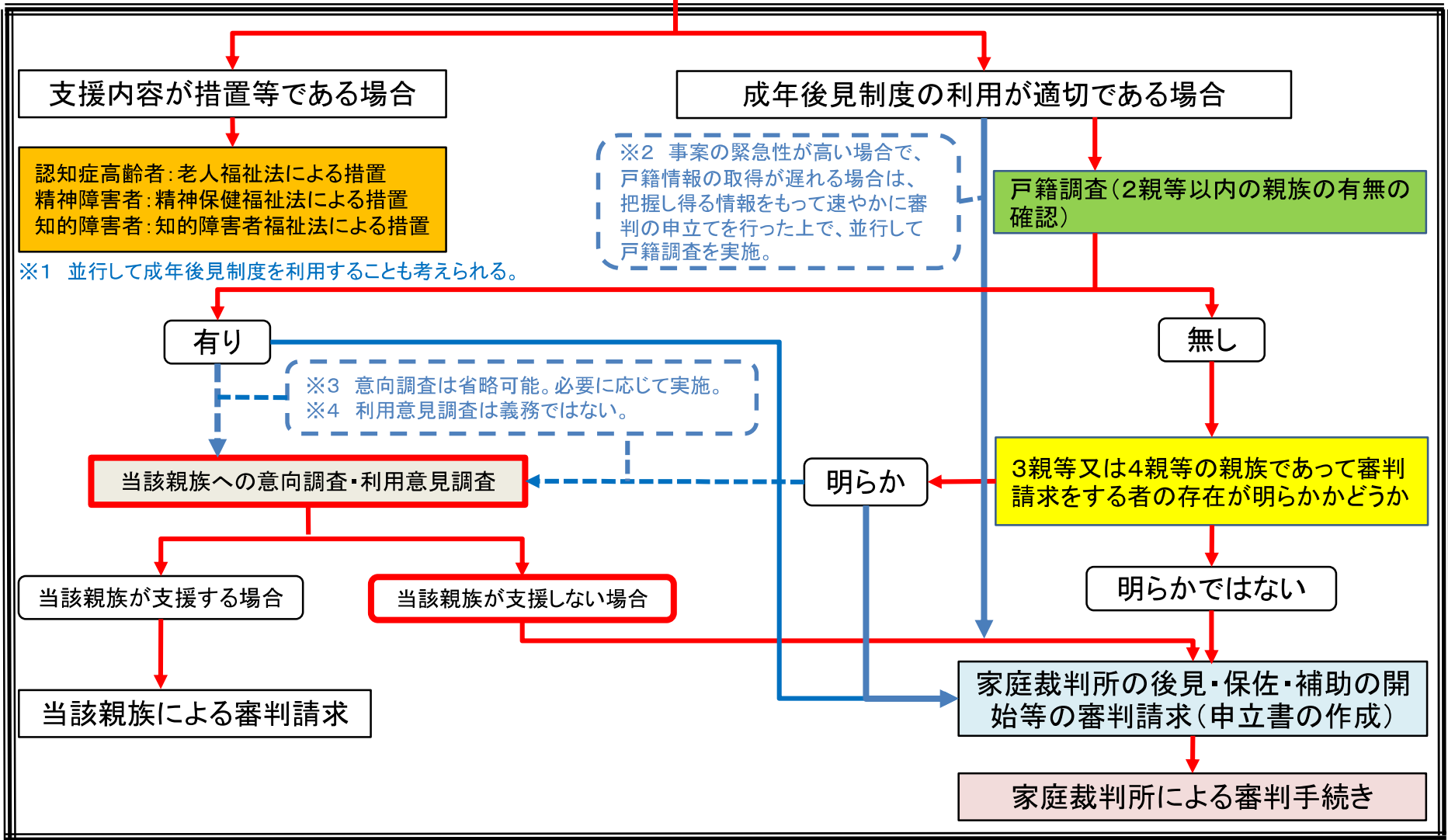


別添
2

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討



※1 並行して成年後見制度を利用することも考えられる。

※2 事案の緊急性が高い場合で、戸籍情報の取得が遅れる場合は、把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を実施。

※3 意向調査は省略可能。必要に応じて実施。
※4 利用意見調査は義務ではない。

当該親族が支援する場合
当該親族による審判請求

当該親族が支援しない場合

家庭裁判所の後見・保佐・補助の開始等の審判請求(申立書の作成)

家庭裁判所による審判手続き